

諮問庁：独立行政法人医薬品医療機器総合機構

諮問日：平成30年4月6日（平成30年（独情）諮問第20号）

答申日：平成30年10月22日（平成30年度（独情）答申第34号）

事件名：特定医薬品に係る事例概要及び症例経過概要表の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年2月9日薬機発第0209036号により独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」、「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨

法6条に基づく速やかな開示を求める。

開示請求部分は、下記のとおり。

「事例概要及び症例経過概要表」の、

（ア）請求書受理日は、表中上部の区分項目

（イ）既往歴は、表中上部の区分項目

（ウ）決定副作用・症状名は、表中上部の区分項目

（エ）投与期間（接種日）は、表中上部の区分項目

（オ）発症日（発生日）は、副作用等の発生及び処置等の経過の表中、
発症した副作用・症状名と年月日

イ 審査請求の理由

決定通知書中、「一部不開示とする理由として、①特定の個人を識

別することができる情報又は②特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報でもあり、法5条1号に該当し、かつ、③同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないものである。」とあるが、

①については、「事例概要及び症例経過概要表」の個人情報の識別符号等・患者イニシャル・性別・年齢・生年月日・身長・体重・請求者・過去の副作用歴・その他特筆すべき事項・副作用等の発生及び処置等の経過（発症日及びその副作用・症状名を除く。）・原疾患、既往歴について薬剤以外の処置以降の項目を除くことにより、特定の個人を識別することはできず保護される個人の権利利益が害される恐れがないと認められる部分の情報となる。（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることにも該当しない。）

開示決定となった法人文書の「不開示とする部分」については、不開示の範囲が無用に拡がり過ぎる恐れがあるという「法の本旨」に反する基本的な問題がある。

最高裁平成30年1月19日判決「官房機密費開示請求訴訟」で開示が認められた件において、裁判長裁判官の意見は「一般的に、文書の場合であれば文、段落等を図表の場合であれば個々の部分、欄等を単位として、担互の関係性を踏まえながら個々に検討していき、それぞれが情報公開法5条各号に該当するか否かを判断する。」ということで、必要かつ十分であると考えている。とされた（独立した一体的な情報の取扱いの問題点）。

このことによっても、請求した同概要表中の部分開示にかかる個々の部分及び欄中の発症した副作用・症状名と年月日を開示すべきことは明白である。

なお、発症した副作用・症状名と年月日以降の情報は不要である。

②については、匿名の作文や無記名の著作物等と違って、部分開示された情報により個人が特定されることがないことはもとより、それにより誰も権利利益を害される恐れがあるものではない。

③については、PMDAのホームページで「副作用救済給付の決定に関する情報について」では、整理番号、性別、請求時年齢、医薬品販売名、一般名、副作用名称等、給付の内容、不支給理由の情報が提供され、また、副作用が疑われる症例報告に関する情報「副作用症例一覧」では、副作用／有害事象が疑われるとして報告された症例について、報告年度・四半期、種類、報告職種、報告分類、状況、性別、年代、身長、体重、転帰、原疾患等、被疑薬名（一般名及び販売名）、一回投与量、投与開始日、投与終了日、投与経路、

適用理由，要指導／リスク区分，被疑薬の処置，再投与による再発の有無，評価，副作用／有害事象，発現日，併用被疑薬名（一般名），併用薬名（一般名）に関する情報が提供され，部分開示情報が慣行として公にされており，同号ただし書イに該当する。

また，これらの情報を公に取得して不服審査申し立て後に支給決定の裁定を受けられることにより，副作用の治療の一助となり生命・健康・生活又は財産の保護が図られる。これは，同号ただし書ロに該当する。

下線部の情報（下線省略）は，PMDAがホームページ上で公表しているものである。貴機構は「特定の個人を識別することができる情報」だとの理由で本開示請求の部分開示（一部非開示及び部分表示）の決定を行ったが，本開示請求内容は，給付決定を受けた件についてこれらの情報（下線部等）が掲載されている「事例概要及び症例経過概要表」中の項目であり，何ら非開示とされるものではない。また，ホームページ上での掲示の目的や使用方法によって，その情報の取扱に違いがあるものでもない。

※ 添付資料省略

（２）意見書

ア 経緯及び趣旨

「事例概要及び症例経過概要表」中の項目開示を求めているが，PMDAは，全て要求を満たす電子データ（公文書）はなく，紙文書だけであるとのことであったので，個人情報開示を求め，取り寄せたものである。

健康情報であるが，個人識別情報等を除外し，救済決定者の権利利益を損なうものではない。

同様な情報は，PMDAのインターネット上で公開されている。

平成22年特定月日開催の厚労省合同会議資料「国産ワクチンの重篤症例の概要」にも副作用・症状名，発症期間，経過等が公表されている。

イ 「事例概要及び症例経過概要表」の開示内容

（ア）年齢の十の位

「給付決定情報」に10ないし19，20ないし29等の表示がなされている。

（イ）受理日・投与期間・副作用等の発生における年号の十の位及び一般的事項

月日が公開されなければ給付決定に至る情報としての利用価値がない。一般的事項の既往歴，副作用・症状名以外は不要である。

ウ 法人文書開示決定通知書中の一部不開示とする理由について
行政（法人）文書の定義に 1. 行政機関の職員が職務上作成・取得した文書， 2. 組織的に用いるもの， 3. 行政機関として保有しているもの。とあり，まさに個人情報の保護を伴う文書である。

公文書管理法では，意思決定過程や事務事業の実績を合理的に事跡付け，検証可能な文書の作成が義務付けられている。

PMDA 審査等業務及び安全対策業務関係業務方法書 173 条（機構内部における連携）で，個人情報に係る部分を除き，情報の共有・整理・調査を行うこととなっている。→どんな共有文書なのだろうか？

エ 特定の個人を識別することができる情報について

（ア）PMDA の主張のうち，「受理日については個人が特定される情報である」について

個人が特定される情報とは，氏名等のようにそのものが個人を識別させえるものに加え，電話番号や個人別に付された記号，番号等の「その他の記述等」によって識別される情報であり，申請人及び受理側のみしか知りえず，公知の情報もなく，他の情報と照合しえないもので，個人の権利利益を害するおそれのない情報は，個人が特定される情報ではありえないし個人の情報として取り扱われない。

PMDA は，対象件数は 2 年間（平成 23 年度及び平成 24 年度？）で 14 件と非常に限ら得る（原文ママ）としているが，請求人から平成 29 年特定月日の平成 28 年度まで対象の開示請求を受け，後日，電話照会による虚偽説明と勝手な内容補正を行い，平成 30 年特定月日に PMDA は，同時期の事務処理量の多さを理由に「開示決定等の特例規定の適用について」で期限の延長を通知してきた。特例の条件は「開示請求に係る法人文書が大量であること」なのに対象年度分を勝手に限定（平成 22 年ないし平成 24 年度）させ，その件数は非常に限られて個人が特定されるとはどういうことか。それ以降の分も含めて多数になれば特定されないのか。第三者に意見を出す機会を与え，開示することはしないのか。

（イ）PMDA の主張のうち，「「既往歴」，「副作用・症状名」，「投与期間」及び「副作用等の発生及び措置等の経過」は個人情報であり，機微にわたる私的な情報で，公にすることを忌避する性質のものとともに，近親者や医療関係者であれば識別できる可能性が高いものである」及び「新 情報公開法の逐条解説 第 7 版の 71 頁及び 73 頁の引用」について

ホームページに法令の規定として又は慣行（裁量的開示？）としてPMDAの「副作用が疑われる症例報告に関する情報」及び「副作用救済給付の決定に関する情報について」が、厚労省においては「国産ワクチンの重篤症例の概要」や「インフルエンザワクチンの副反応報告状況」等が公にされており（開示よりも重い）、機構が主張する個人情報で開示できない情報だとすれば、この公表行為は違法なものとなるのではないか。

HP公表＞情報公開。

また、公表情報ではあるが、法13条（第三者に対する意見提出の機会の付与等）（原文ママ）に基づく本人の同意又は承諾は得ているのでしょうか。本人が情報をコントロールできているのでしょうか。

今回PMDAが追加開示しようとしている「性別」と同じく、公表されている情報「副作用が疑われる症例報告に関する情報」及び「副作用救済給付の決定に関する情報について」で既知であり開示するのが妥当である。

請求法人文書は、PMDAが業務執行上必要とされる項目を抜粋し整理・編集したものである。カルテ、反省文のように、個人の人格と密接に関連する情報文書そのものを請求しているものではない。

オ 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報について

上記エ（イ）と同じ

カ 法5条1号ただし書イないしハ該当性について

同号ただし書イ及びロに該当する。

キ 法5条1号ただし書イ該当性について

（ア）厚労省審議会が副作用・症状名が特定（判定結果）された文書（副作用被害調査報告書）のことであろうが、そこまでは開示を必要としません。支給決定された方の、請求時PMDAが作成した「事例概要及び症例経過概要表」の「副作用・症状名」で足ります。（「決定副作用・症状名」の「決定」の文字は誤字のため削除します。）

開示請求対象項目は、「事例概要及び症例経過概要表」中の該当箇所のみである。

開示請求の発端は、子の給付請求について因果関係が「判定不能」とされ不支給の決定を下されたため、副作用状況で否定された「既往症の取扱い」及び「発症期間」の判定に疑義があり「行政機関の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うさ

れるようにする。」との法を基に、救済のあった事例について比較検討するため説明責任を求めるものである（インフルエンザワクチンによる副作用等における救済について、ホームページで公表（慣行として）されている事例に照らし合わせると疑義がある。）。

救済決定された事例についてPMDAのホームページで公開されている「副作用救済給付の決定に関する情報について」の情報に投与期間・発症日及び既往歴があれば足りるのであるが、それは公開できないとのことなので、公開の基となっていると思われる「事例概要及び症例経過概要表」中の該当箇所の情報開示を求めているものである。

(イ) ホームページに法令の規定により又は慣行（裁量的開示？）としてPMDAの「副作用が疑われる症例報告に関する情報」及び「副作用救済給付の決定に関する情報について」が、厚労省においては「国産ワクチンの重篤症例の概要」や「インフルエンザワクチンの副反応報告状況」等が公にされており、（開示よりも重い）、これらの情報が、機構が主張する個人情報で開示できないとすれば、この公表行為は違法なものとなるのではないか。

また、公表に際しては、法13条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）（原文ママ）に基づく本人の同意又は承諾は得ているのでしょうか。公表と公開請求での扱いは別なのではないでしょうか。

PMDAが心配する「忌避」や「躊躇」があっても、受忍限度内である。

(ウ) 機構の主張中「「副作用名称等」以外は開示しており」は「発症日」の誤りではないか。

「副作用名称等」に関する情報は、「事例概要及び小生経過概要表」中の「副作用・症状名」欄の診断書・請求書の記載項目である。

発症日に該当する情報は、同表中の副作用等の発生及び処置等の経過欄文中の病名又は症状名が初めて現れた日である。

後半部分は、開示請求における情報の提供として、この時点で指摘を受けるものではない。

(エ) PMDAは、「副作用が疑われる症例報告に関する情報」は、医薬品製造販売業者及び医療関係者から報告を受け、機構が調査した症例をホームページに掲載している。既往歴、決定副作用・症状名、投与期間（接種日）、発症日（発生日）が含まれ

ている可能性がある。」と主張するが、実際には審査請求書に添付した症例一覧の表中、副作用／有害事象（発現日）に記載されていることは紛れもない事実である。

給付請求と副作用症例を結びつける情報の取扱いではなく、ホームページに掲載されている項目と同じ情報を開示請求しているのである。給付請求者と副作用が疑われる症例者において、健康状態の取扱いについて、情報公開上区別されることはないはずである。

機構は、「法人文書（事例概要及び症例経過概要表）内から、「決定副作用・症状名」，「発症日（発生日）」を特定することは不可能である。」としているが、上記で述べたように特定は可能である。

ク 法5条1号ただし書口該当性について

ホームページ上で特定医薬品による副作用（副反応）と思われる方々及びその親族等の被害者救済に係る意見を見ると、救済請求には診断書をはじめいろいろな書類が必要で多くの時間と費用を要し、請求したとしても給付決定される場合は少ない等の意見があり、請求行為を躊躇する状況がうかがえる。救済症例で一定の承認基準が公表されていれば、勇気を持って前向きに救済請求するのではないか。

また、救済決定を受けた者も個人情報としての取扱いを受けない情報を活用してもらえれば、同じ被害者としてありがたいと思うはずである。

公開することでもたらされる利益が、公開しないことでもたらされる利益を上回る事象となることは明白である。

ケ その他

判例や法の逐条解説等は、係争等の事例判断をする拠所にもなり有効なものである。最高裁平成30年1月19日判決【官房機密費開示請求訴訟】で開示が認められた件において、裁判長裁判官の意見は左記にあるが、これも判断材料の一つであり、なんら否定されるものではない。

行政庁は業務の処分について、それに至った理由や過程・結果公表等の説明責任を国民に対して有しており、これらがなされなければ国民の信託は得られない。まして、今、ITの時代、このような情報が電磁記録されていないということは、業務の効率化を妨げ、迅速に国民の要求に答えられない状況にあると思わざるを得ない。

開示対象となる電子データ（公文書）等がもし見つかったなら、迅速に対応いただけるよう求めます（該当する電子データは存在す

と思っています。)

最後に、万が一、開示請求者の主張が認められなかった場合（事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。医療に関する情報はすべて個人情報として保護される。症例報告と救済決定の情報は別扱い。等）、該当する情報で「接種日」及び「発症日」のみ等の開示は、認められないのでしょうか。これが認められなければ、PMDAが支給決定する判断基準について、国民は確認するすべを失うこととなります。

※ 添付資料省略

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は、平成29年12月14日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年2月16日付け（同月21日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関しては、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- (1) 「事例概要及び症例経過概要表」の位置づけと不開示情報該当性について

ア 「事例概要及び症例経過概要表」とは、機構が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号。以下「機構法」という。）15条1項1号に定める許可医薬品等の副作用による健康被害の救済業務を行うため、同号イの副作用救済給付を受けようとする者の機構法16条に基づく請求に対して機構が給付の可否を決定するにあたり、健康被害の迅速な救済を図るために機構が請求内容の事実関係の調査・整理を行う一貫（原文ママ）として副作用救済給付を受けようとする者が提出した診断書等の原資料から抜粋編集した文書である。なお、機構法17条1項に定める厚生労働大臣へ判定を申し出る際の資料としても提出される。

イ 「事例概要及び症例経過概要表」には、副作用救済給付を請求した者（障害児養育年金の場合は18歳未満の養育される者）（死亡していない場合）（以下「健康被害者」という。）の「受理番号」、
「受理日」、
「請求種別」、
「患者イニシャル」、
「性別」、
「年齢（請求時）」、
「身長」、
「体重」、
「請求者」、
「原疾患」、
「既往歴」、
「過去の副作用歴」、
「その他特記すべき事項」、

「副作用・症状名（診断書）」，「副作用・症状名（請求書）」，「投与医薬品名／企業名」，「経路」，「一日量」，「投与期間」，「使用理由」，「添付文書記載状況」，「副作用等の発生及び処置等の経過」，「原疾患，既往歴についての薬剤以外の処置」，「副作用治療施設」，「施設科目名」，「入院期間」，「外来請求（入院外）」及び「その他参考となる事項」が記載されている。「事例概要及び症例経過概要表」は，機構が業務上作成した法人文書であるものの，実質的には，健康被害者が機構に提出したことにより機構が取得したすべての個人情報，診断書の抜粋である。これらは健康被害者の個人を識別することができる情報または特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり，法5条1号に該当し，かつ同号ただし書イからハマまでのいずれにも該当しないものであることから，原則としていずれも不開示とすることが妥当である。

ただし，以下の情報については，審査請求人からの開示請求書から既知（ア）であること，救済事例として公表されている情報から既知（イ）であること，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえない（ウ）及び（エ）ことから，開示して差し支えないものとした。

（ア）「投与医薬品名」のうち，「特定医薬品」である部分

（イ）請求した者の「年齢」の十の位

（ウ）「受理日」，「投与期間」，「副作用等の発生及び処置等の経過」における年号の十の位

（エ）「副作用等の発生及び処置等の経過」，「原疾患，既往歴についての薬剤以外の処置」において，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえない，病歴，診断，本人の訴え以外の一般的事項（退院した，帰宅した，電話した，等）

（2）新たに開示する部分について

諮問庁において検討した結果，原処分にかかる法人文書について，原処分で不開示とした部分のうち「性別」は，公表されている情報から既知であるため，新たに開示することとする。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は，本件法人文書の原処分において不開示とした部分のうち，「請求書受理日」，「既往歴」，「決定副作用・症状名」，「投与期間（接種日）」及び「発症日（発生日）」の開示を求めるものであるが，これは原処分において不開示とした部分のうち「受理日」，「既往歴」，「副作用・症状名」及び「投与期間」について開示を求めるものと解される。一方，「発症日（発生日）」が原処分にかかる法人文書のどの部分を

指すのかは必ずしも明確でない。これは審査請求人が開示決定通知書の送付後に開示の実施についての申出書を提出せず、開示の実施を受けていないために本件法人文書の記載内容と主張する内容に齟齬が生じているものと思われるが、「副作用等の発生及び措置等の経過」欄の該当箇所を指すものと解される。

審査請求人の主張の「受理日」については、これを開示することにより個人が特定されるおそれのある情報と考える。特に、本件で対象としている投与医薬品に係る請求件数は2年間で14件と非常に限られている。また、「既往歴」、「副作用・症状名」、「投与期間」及び「副作用等の発生及び措置等の経過」欄の該当箇所については、これらの情報は、健康被害者等の個人に関する情報であり、また、機微にわたる私的な情報であって、一般的に他人に知られることを忌避する性質のものであるとともに、近親者や医療関係者であれば識別できる可能性が高いものである。したがって、公にすることにより、健康被害者等の権利利益を害するおそれがあると認められるものであり、法5条1号の不開示情報に該当し、同号ただし書イ及びロに該当する事情（ただし書イについては後述）も認められない。なお、審査請求人は、「決定副作用・症状名」として、表中上部の区分項目の開示を請求しているが、原処分にかかる法人文書の「副作用・症状名」は健康被害者が請求書に記載した内容及び提出した診断書に記載の内容であり、支給が決定された場合に厚生労働省薬事・食品衛生審議会で特定された副作用・症状名とは異なる場合がある。

健康被害者は副作用救済給付の請求をしている事実も含め周囲に明らかになることを忌避する場合もある。副作用救済給付の請求書類等が開示請求者に対し開示されることとなれば、健康被害者の中には副作用救済給付の請求自体を躊躇する者も出てくると予想され、健康被害の迅速な救済を図るという医薬品副作用被害救済制度の趣旨を没却するおそれもある。

また、ただし書「イ」について、審査請求人は機構ホームページで「副作用救済給付の決定に関する情報について」及び「副作用症例一覧」が公表されていると主張するが、これは「副作用救済給付の決定に関する情報」及び「副作用が疑われる症例報告に関する情報」を指しているものと解される。「副作用救済給付の決定に関する情報」には、「性別」、「年齢（十の位）」、「医薬品販売名」「（医薬品）一般名」「副作用名称等」、「給付の内容」が公表されており、「副作用名称等」以外は開示しており、前述のとおり、「副作用名称等」に該当する情報は厚生労働省薬事・食品衛生審議会で特定された副作用・症状名に相当するものであり、原処分にかかる法人文書には存在しない。また、「副作用が疑われる症例報告に関する情報」は、医薬品による副作用が疑われる症例として機構が医薬品の製造販売業者から報告を受けた症例並びに医療関係者から国また

は機構が報告を受けた症例のうち機構が調査を実施した症例の情報を掲載している。したがって、審査請求人が開示を求めている情報のうち、「既往歴」，「決定副作用・症状名」，「投与期間（接種日）」及び「発症日（発生日）」が含まれている可能性があるが，特定の副作用被害救済の給付を請求した事例が，特定の副作用が疑われる症例として報告された事例であるかを結びつけうる情報は公表されているものではなく，法人文書内から「決定副作用・症状名」及び「発症日（発生日）」を特定することは不可能であることから，副作用被害給付の請求に関する情報の一部が公にされている情報であるとして法5条1号ただし書イに該当するとする審査請求人の主張は失当である。また，「既往歴」，「投与期間（接種日）」といった情報についても，健康被害者から見れば機微にわたる私的な情報であって，一般的に他人に知られることを忌避する性質のものである。

なお，審査請求人はこれら情報を開示することが有益であり法5条1号ただし書ロに該当すると主張するが，当該部分は，健康被害者である請求者に係る機微な情報であり，これらの情報を人の生命，健康を保護するために，公にすることが必要な情報であるとの事情は認められないので，同号ただし書ロに該当せず，審査請求人の主張は失当である。

その他審査請求人は特定の裁判の判決における特定の裁判官の意見に依拠して情報公開のあり方について自説を主張するが，これは直ちに処分庁の判断を拘束するものとはなり得ず，結論を左右するものではない。

4 結論

以上のとおり，本件対象文書については，一部を新たに開示した上で，その余の部分については，法5条1号に基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年4月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月19日 | 審議 |
| ④ 同年5月16日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年9月13日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年10月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，その一部を法5条1号に該当するとして，不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分における不開示部分のうち，「受理

日」，「既往歴」，「副作用・症状名」，「投与期間」及び「副作用等の発生及び処置等の経過」の発症した副作用・症状名と年月日の開示を求めている。

諮問庁は，諮問に当たり，原処分で不開示とした部分のうち，一部を新たに開示した上で，その余の部分については，法5条1号に該当し，なお不開示とすべきとしている。

このため，本件対象文書の見分結果を踏まえ，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示としている部分の不開示情報該当性について，以下検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は理由説明書（上記第3の2）において，おおむね以下のとおり説明する。

原処分で不開示とした部分は，特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり，法5条1号に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないものであることから不開示とすることが妥当である。

(2) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，更に説明を求めさせたところ，「副作用・症状名」については新たに開示することとするとのことである。

(3) 以上を踏まえ検討すると，事例概要及び症例経過概要表は，副作用等の発生及び処置等の経過並びに投与医薬品名等が記載されており，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を公にすると，近親者等関係者には健康被害者を特定されるおそれがあり，他の人に知られることを忌避する性質の情報が関係者に知られることとなって，当該健康被害者の権利利益を害するおそれがあることから，健康被害者ごとに一体として法5条1号本文後段の情報に該当すると認められ，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

したがって，当該部分は，法5条1号に該当し，不開示とすることが妥当である。

3 付言

(1) 処分庁は，本件開示請求を受けて特定した文書名として，本件請求文書と同一の「開示に支障のない部分」との文言を開示決定通知書に記載した上で，本件対象文書を開示したものであるが，このような記載は，あたかも不開示部分が特定されていないかのような誤解を与えるものである。

本来，特段の支障がない限り，開示決定通知書には，特定した文書名として本件対象文書の名称を具体的に記載すべきであったのであるから，

処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

- (2) 本件開示請求に係る法人文書開示請求書の「請求する法人文書の名称等」欄と法人文書開示決定通知書の「開示決定をした法人文書の名称」欄を見比べてみると、前者においては年度を特定していないにもかかわらず、後者においては年度が特定されていた。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「審査請求人の要望による」とのことであったが、それを確認できる記録の提示はなかった。処分庁においては、今後、開示請求に係る補正に際しては、記録を残すなど、適切な対応をすることが望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

特定医薬品副作用により救済給付決定（予算事業措置含む）を受けた者の
法人文書「事例概要及び症例経過概要表」の請求書受理日・既往歴・決定症
状名・投与期間（接種日）・発症日（発生日）等の開示に支障のない部分
（平成22年～24年度分）